



預けて安心！自筆証書遺言書保管制度



🔍 自筆証書遺言書保管制度とは？

自筆証書遺言書(遺言者が自書する遺言)に係る遺言書を法務局(遺言書保管所)においてお預かりし、その原本及びデータを長期間適正に保管(管理)する制度です。

自筆証書遺言書保管制度の概要やメリットについては、
法務局作成の動画でもご覧いただけます。

https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page000001_00639.html



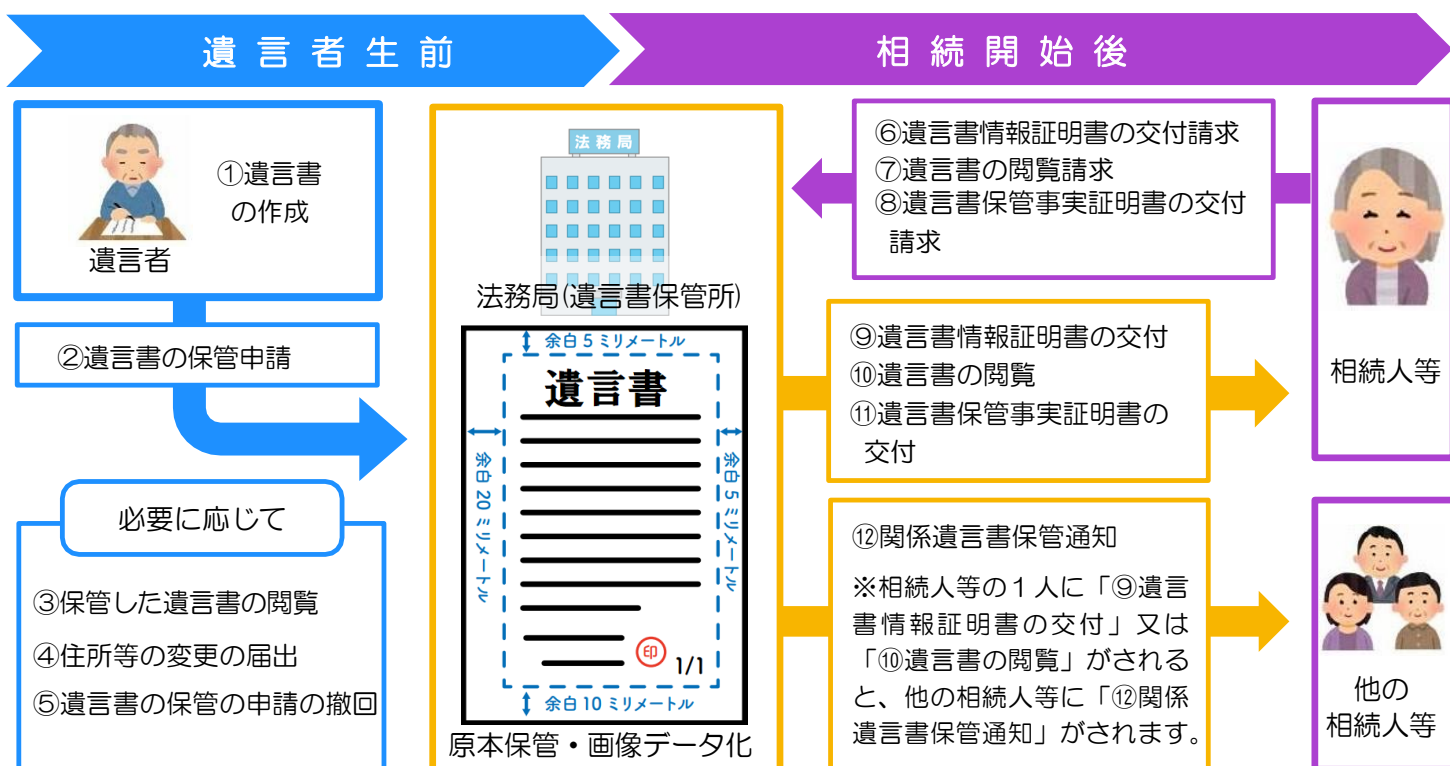
🔍 自筆証書遺言書保管制度のメリット

- (1) 遺言書保管所が保管するので、遺言書の紛失・亡失のおそれがありません。
- (2) 相続人等の利害関係者による遺言書の破棄、隠匿、改ざん等を防ぐことができます。
- (3) 法務局(遺言書保管所)では、**法務局職員が民法の定める自筆証書遺言の方式に沿って作成されているかどうかの外形的な確認(全文、日付及び氏名の自書、押印の有無等)を行いますので、方式不備により遺言書が無効となることを防ぐことができます(遺言書の内容について有効無効を判断することはできません)。**
- (4) 相続開始後、法務局(遺言書保管所)に遺言書が保管されている旨を遺言者の相続人等、遺言者が指定した方に対し、お知らせすることができます。これにより、遺言書の存在について相続人等が知る事が可能となります。
- (5) 遺言書保管制度を利用している自筆証書遺言書は、家庭裁判所の検認手续を受ける必要がありません。

🔍 遺言者が遺言書を預ける(遺言書の保管の申請)際に必要なもの

- ①遺言書 ②保管申請書 ③手数料3,900円(収入印紙での納付となります)
- ④住民票(本籍・筆頭者の記載入りで、マイナンバー・住民票コードの記載がないもの)
- ⑤顔写真付きの官公署から発行された身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等:いずれも有効期限内のもの)

🔍 自筆証書遺言書保管制度の流れ



🔑 手続の予約（必須）について

本制度の**全ての手続**について、事前に法務局（遺言書保管所）への**予約が必要**です。予約方法は次のとおりです。

法務局（遺言書保管所）への電話
又は窓口での予約
平日8:30～17:15まで

法務局専用 HP における予約（24 時間 365 日可）
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>



🔑 自筆証書遺言書保管制度のよくある質問（Q&A）

- Q** 自筆証書遺言書とは何ですか？
- A** 遺言者本人（15歳以上）が遺言書の全文（財産目録を除く）を自筆する遺言書のことです。
- Q** 保管の申請はどこで遺言書保管所（法務局）ですればよいですか？
- A** 次の①～③のいずれかを管轄する法務局内の遺言書保管所で申請できます。
①遺言者の住所地 ②遺言者の本籍地 ③遺言者が所有する不動産の所在地
- Q** 遺言書に使う用紙など様式に決まりはありますか？
- A** 次の①～⑤の要件を満たす必要があります。
①A4サイズ ②片面のみに記載 ③各ページに通し番号でページ数を記載
④必要な余白（左20ミリメートル以上、上・右5ミリメートル以上、下10ミリメートル以上）を確保
⑤複数ページでもホチキス等でとじ合わせない。
※法務局では自筆証書遺言書作成キット（遺言書用紙付き）の配布もしております。
- Q** 遺言書保管所では、遺言書の書き方を教えてくださいませんか？
- A** 遺言書保管所では、遺言書の内容に関するご質問・ご相談には一切応じられません。
ご不明な点等がある場合は、弁護士・司法書士等の法律の専門家にご相談ください。
- Q** 遺言者本人が病気のため遺言書保管所へ出頭できない場合はどうすればよいですか？
- A** 遺言書の保管の申請時には、必ず遺言者本人が出頭しなければなりませんので、その場合には、本制度を利用いただくことができません。なお、介助のための付添人の同伴は問題ありません。
- Q** 本人確認に必要とされる顔写真付きの身分証明書を所持していない場合はどうすればよいですか？
- A** 顔写真付きの身分証明書の提示が必須です。例えば、マイナンバーカードは誰でも取得できますので、現在、顔写真付きの身分証明書を所持していない方は、マイナンバーカードの取得をお願いします。
- Q** 遺言書の閲覧をしたいのですが、遺言書が保管されている遺言書保管所が遠方である場合も、その遺言書保管所へ行かなければなりませんか？
- A** 遺言書の閲覧方法は、①遺言書の原本を閲覧する方法と、②モニターにより閲覧する方法の2つの方法があります。①については、遺言書の原本が保管されている遺言書保管所で閲覧いただくこととなりますが、②の方法によれば、全国どこでも遺言書保管所においても閲覧することが可能となります。
- Q** 自筆証書遺言に係る遺言書を作成したら、必ず遺言書保管所に預けなければならないのですか？
- A** 従前どおり自宅等で保管していただくことも可能です。
- Q** 自筆証書遺言と公正証書遺言のどちらを選べばよいですか？
- A** 作成方法・保存方法・費用等を比較した上で、どちらを選ぶかは、ご本人の判断となります。

🔑 お問い合わせ先

仙台法務局（本局） ☎ 022-225-5735 塩竈支局 ☎ 022-362-2338 大河原支局 ☎ 0224-52-6053

古川支局 ☎ 0229-22-0510 石巻支局 ☎ 0225-22-6188 登米支局 ☎ 0220-52-2070 気仙沼支局 ☎ 0226-22-6692